令和7年度受託単価表

一般財団法人 沖縄県公衆衛生協会

1 目的

この規定は、一般財団法人沖縄県公衆衛生協会が受託する業務に関し、人件費、賃金、旅費、 報償費、一般管理費等について定めるものである。

2 職員人件費

委託業務に直接従事する者に対し、1日当たり表1により賃金を支給する。

表 1 職員人件費区分

項目	細目	時給単価				
	管理研究員A(役員)	13,000 円				
人件費	管理研究員B (事務局長)	11,000 円				
	主任研究員A(事務局次長)	9,000円				
	主任研究員B(課長・室長)	7,000円				
	研究員(その他)	5,000円				
任人	研究補助員A	1,250円				
賃金	研究補助員B	1, 100 円				

3 旅費等

旅費は、旅費規程に準ずる他、以下の旅費基準を適用することができる。なお、旅行手配に関する航空券発券手数料については、講師・イベント参加者分のみ旅費に含めることができる。

(1)交通費

① 講師・沖縄県地球温暖化防止活動推進員の交通費

交通費は原則として、交通費の支給を受ける者の居住地(または勤務地)から目的地までの往復分を実費算出する。但し、旅程中に当該業務以外の目的で、居住地(または勤務地)、目的地以外を経由する場合、居住地(または勤務地)より経由地までの旅費分を差し引くものとする。なお、沖縄本島内の移動については、表2を基準に支給する。また、離島部内の移動については、一律1,000円を支給する。

表 2 沖縄本島内の交通費基準

目的地出発地	本島南部	本島中部	本島北部	
本島南部	700 円	3,000円	6,000円	
本島中部	3,000 円	700 円	3,000 円	
本島北部	6,000円	3,000円	700 円	

- 例 出発地が本島南部、目的地が本島中部の場合3000円を支給。
- * 表2における 本島北部、本島中部、本島南部の区分は、下表を基準とする。

本島北部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、本部町、今帰仁村、恩納村、宜野座村、金武町
本島中部	沖縄市、うるま市、宜野湾市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
本島南部	那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、西原町、南風原町、与那原町、八重瀬町

② 職員旅費

職員旅費については、島内旅行(自家用車使用)の場合は、移動距離(km)×22 円を支給する。また、打ち合わせ等で要したタクシー代や出張時の駐車場代、および高速料金については実費精算することができる。なお、本島外の交通事情からレンタカー利用が時間的・料金的に効率的と認められる場合は、この利用を認め、燃料費も含めてその実費を精算する。

(2) 宿泊費

① 講師・沖縄県地球温暖化防止活動推進員の宿泊費

講師・沖縄県地球温暖化防止活動推進員の宿泊費は、表3の上限額を限度として実費精算とする。また、自己都合による前泊及び延泊については宿泊費を負担しない。

表3 宿泊費の上限金額

区 分	宿泊費					
港站、沿烟周地设 组	甲地域	16,000 円				
講師・沖縄県地球温	乙地域	15,000 円				
暖化防止活動推進員	丙地域	14,000 円				

② 職員宿泊費

宿泊費は、表4の上限額を限度として実費精算とする。日当は宿泊数を基準に支給をする(1泊を1日としてカウントする。)また、自己都合による前泊及び延泊については宿泊費を負担しない。

表 4 職員宿泊費の上限金額

区 分		日当	宿泊費				
	甲地域	3,800円	甲地域	16,000 円			
事務局長	乙地域	2,700円	乙地域	15,000 円			
	丙地域	2,500円	丙地域	14,000 円			
2 0 lih 0	甲地域	3,600 円	甲地域	15,000 円			
その他の 職員	乙地域	2,500円	乙地域	14,000 円			
1145	丙地域	2,300円	丙地域	13,000円			

* 表3、表4における 甲地域、乙地域、丙地域は下表を基準とする。

甲地域	政令指定都市、中核市
乙地域	甲地域以外の県外地域及び沖縄本島内、宮古島市内、石垣市内
丙地域	県内のその他の離島

4 報償費

項目	予算科目	備考 ①:兌	至義 ②対象	象者(3)金額また/	は留意	事項	を示す。	0	
講師謝金	(目)諸費	①講演会、検討会等に対する謝金、法人等への謝礼金								
	(節)一般謝	②講師または講師の所属先等								
	金	③講師謝金は等級、役職によって以下別表1のように定める。								
		タレント、芸術家、評論家、海外招聘者等で上記に寄りがたい場								
		合は、当該タレント、芸術家、評論家等及び国等事業委託先との協								
		議により定め	議により定めた額とする。							
		別表 1								
		講師区分		1日当た	<u>.</u> 9	1時間	当たり	*		
		教授相当		5	50,000 円			10,000	円	
		准教授・講師	相当	3	80,000円			6,000	円	
		助手・職業研	究員相当	1	0,000円			2,000	円	
		一般職員・研	究員相当		6,000円			1, 200	円	
		*1 時間当た	りの単価は、	2 時間未	芸満の場合と	し、それ	1以上の	時間の場	易合、	
		1日当たりを適	用する。							
		④実習等を伴	4う謝金に~	ついてに	は、別表20	のとお	りとす	る。		
		回数単価 区分 適用					ĺ	備考		
		50,000円	外部講師』	師 A 高度な専門知識と技術を伴う講座 1			日程度			
		40,000 円	外部講師〕	B 専門知識と技術を伴う講座			1	日程度		
		30,000円	外部講師(币C 高度な専門知識と技術を伴う講座			半日			
		25,000円	外部講師	外部講師 D イベント等不特定多数に対する専門知		知 1	日程度			
				識と技術の提供 外部講師 E 専門知識と技術を伴う講座						
		20,000円	外部講師」						半日	
		15,000円	外部講師」	F 専門知	印識と技術を伴	4う講座			1-2H	
		10,000円	外部講師(ト部講師 G ステージ等において専門知識の			識の提供	1	1 H 程度	
		ただし、講師	53名を超	える場合	合は、1,100) 円/H	円とす	る。		
原稿謝金	(目)諸費	①研修に必要	要なテキス	ト、レシ	ジュメ等、「	原稿の	執筆に	対する	謝金。	
	(節)	当協会におい	って未作成の	のテキス	スト等の原和	高又は	、作成	された	テキス	
		ト等の修正原	種に対し	て支払れ	っれる。ただ	ごし, 既	存の資	料及び	著作物	
		の転記に対しては原稿謝金を支払わない。								
		②原稿執筆者								
		③別表								
		項目 金額 内容								
		日本語原稿			1, 80				1枚当たり	
		専門性の高い			4, 00	- 1 4	400 字・	・ワード当たり		
		プレゼンテー	ションツーノ	レ	1,00	0 円	1 スライ	イド当た	り	

5 外注、物品の購入時の見積もりについて

経済性の観点から 10 万円以上を超える外注、物品の購入に際しては、2 社以上から相見積も りを取ることとする。但し、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- 1)特許、実用新案等を有する商品等またはある特定業者の商品等であって、他社が製造していないものを購入する場合
- 2) 長期間継続使用した実績により判定した結果、特定業者の商品等が品質および採算上、最高または独自性をもっており、単に競争見積の方式によれない場合あるいは他社の商品等に変更することが当法人の経営上不利益となるおそれのある場合
- 3) 既購入品の取換えまたは補修に関する購入品であって、他社の商品等を採用することが困 難な場合
- 4) その他緊急やむを得ないと事務局長が認めた場合

6 一般管理費

受託業務における一般管理費としては、発注者側の指定がない場合、当該受託業務に係わる経費(人件費+事業費-外注費)に30%を乗じた額とする。

7 本規定に依りがたい経費

本規定に定める経費について、状況により本規定によりがたい場合、また本規定に定めない経費については、別途事務局長が定める。

(一財) 沖縄県公衆衛生協会

令和7年4月1日

事務局長 備瀬明子 確認